	※ 処 理 事	発信年月日日付印	確認	整理	番号	事務所 区分	管 理	番号	申告区分	第二
受付印 年 月	項 目					法人	番号	申告	年月日	十号
		新潟県	妙高市	i長 殿				年	月日	+*
所在地		719 1 100 21	72 IHJ 11		1. i	去人税の		年月		-
				この申告の	2. i	W正申告書の提 去 人 税 の		年月		$\overline{}$
妙高市が支 店等の場合 は本店所在				事業種目	1	更正·決定·再更	正による。			出
地と併記 (電話	-	-	)	期末現在の		光	十億	百万 千	F F	用
りがな)					資金 ②					
人名					本金の額 の額の合					
(ふりがな) 代 表 者		現在	Ø #55			++-				
氏名	圣理責任者	_ 事業年度	分叉は の -		等の				<del>                                     </del>	_
日から   日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日		の事業年度連結事業	年度分の下	F 氏 梲 の  税 標	進	F	<b>古                                    </b>	割都		1
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)			十億	百万 日 日	FI FI	税率 ( /100)	税	都	!	-
法人税法の規定によって計算した法人税額		1	)							
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			)							
還付法人税額等の控除額			)							
退職年金等積立金に係る法人税額			)							
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④ 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準			)		0 0 0		十億	百万 千		1
となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額			)		0 0 0				<del> </del>	
市町村民税の特定寄附金税額控除額 税額控除超過額相当額の加算額			)							-
(代) 銀 控 床 起 回 銀 付 目 銀 の 加 昇 銀			)					+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	+	
外国の法人税等の額の控除額		類の控除額 (9 (1)						1	+	-
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		(1)						1	+	
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪		10-11 12	)						0 0	関署
既に納付の確定した当期分の法人税割額		<b>(</b> 13	)						0 0	与 税
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		(14	)							珊
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭		Œ	)			(10)			0 0	士名
均 算定期間中において事務所等を有していた月数 等			月		円×	12 0			0 0	
割し、現代がいの確定した自動力の均等的領						18			0 0	
ての申告により納付すべき均等割額   ① - ⑧   この申告により納付すべき市民税額   ⑤ + ⑩						(19) (20)		1 1 1	0 0	-
②のうち見込納付額						21)			+	-
差引						22		+ + + +	+	-
妙高市内に所在する事務所、事業所又は寮等				分	割	基	準 妙適	高市分の均等	等割の税率 いる従業者	<u> </u>
名称 事務月	所、事業所又は	寮等の所	在 地	当該法人の全	従業者数	左のう分の従	ま 対 高 市 一 業 者 数	数		
										-
合	—————————————————————————————————————			23	人	24)	25	)	1-1-1-	-
区 名 原於 月數 従業者数	均等割額	決算確	定の日	4	年 月	日	法人税の申		その他	1
指場	0 0	解 散 残余財産の			年 月 年 月		書の種	規		電
定合 都	0.0	配 又 は 引 法人税の期末現在 又は連結個別			<del>-</del> 71			否	· 否	話
市の	0.0	この申申申場合の計	告 が 告 の	年年		日から 日まで	法人税の申告期 の延長の処分の 無	月限 有	· 無	
12 m	0 0	還付を受	けよう				銀行		支店	1
申の告	0 0	とする金屋及び支払		口座番号	(普通・当	座)				
す計	0 0		請求税额	Ą		十億 百	万二千	P	1	
る算	0 0	汁笠15名の4の他四巻マキュルトこしナフゼ妬							1	